

答 申 個 第 8 号

平成 25 年 1 月 9 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 市 川 正 人

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第 36 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 24 年 6 月 29 日付け伏区窓第 15 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

個人情報開示請求に係る決定書についての個人情報一部開示決定についての異議申立てに
対する決定 (諮問個第 11 号)

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報一部開示決定は、妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成24年3月14日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により「平成24年2月6日に伏見区役所にて異議申立人の戸籍の附票が発行されたので交付請求書の写し」の開示を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として「戸籍謄抄本等交付請求書（平成24年2月6日分）」（以下、「本件交付請求書」という。）を特定したうえ、本件交付請求書のうち、「請求者の住所、氏名、生年月日、必要な人から見た関係及び添付資料」の部分を開示せず、その他の部分を開示するとの個人情報一部開示決定をし、平成24年3月22日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第16条第2号に該当

公開することにより、当該請求者のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は上記処分を受けた後、平成24年3月28日に、実施機関に対して、上記処分の決定書である「平成24年3月22日付け京都市指令伏区窓第9号の決定書、添付文書回議票含む」の開示請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

(4) 実施機関は、本件請求に係る公文書として「個人情報開示請求に係る決定及びその通知について（平成24年3月22日決定）」（以下、「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書のうち、「請求者の住所、氏名、生年月日、必要な人から見た関係及び添付資料」の部分（以下「本件非開示部分」という。）を開示せず、その他の部分を開示するとの個人情報一部開示決定（以下、「本件処分」という。）をし、平成24年4月10日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第16条第2号に該当

公開することにより、当該請求者のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(5) 異議申立人は、平成24年6月4日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を取り消し、全面開示を求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報一部開示決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は，異議申立人が平成24年3月28日付けで行った個人情報開示請求に対して，実施機関が対象となる公文書を特定し，一部開示することを決定した決定書であり，決定書，添付文書回議票，個人情報一部開示決定通知書案，個人情報開示請求書の写し並びに戸籍謄抄本等交付請求書及び添付資料の写しで構成されている。

(2) 戸籍の附票の交付事務について

本件に係る戸籍謄抄本等交付請求の内容は，異議申立人の戸籍の附票である。戸籍の附票については，住民基本台帳法（以下，「法」という。）第16条により「市長村長は，その市町村の区域内に本籍を有する者につき，その戸籍を単位として，戸籍の附票を作成しなければならない。」と規定されている。

戸籍の附票の写しの交付については，法第20条に基づき，次のアからエの条件を満たす本人又は本人以外の者が請求することができる。

ア 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者，直系尊属若しくは直系卑属（同条第1項）

イ 国又は地方公共団体の機関（同条第2項）

ウ 次の要件を満たす申出者（同条第3項）

(ア) 自己の権利を行使し，又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

(イ) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のほか，戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由のある者

エ 上記ウに該当する者から依頼を受けたことを理由として請求する，法第12条の3に規定する特定事務受任者

戸籍の附票の写しの交付を受ける者は，法第20条第5項において準用する法第12条第2項の規定により，戸籍謄抄本等交付請求書に，当該交付請求の対象とする者の本籍及び筆頭者氏名，当該交付請求をする者の氏名，住所，生年月日，必要な人から見た関係及び使いみちを記載しなければならない。

(3) 条例第16条第2号に該当することについて

本件交付請求書には，請求者の住所，氏名，生年月日及び必要な人から見た関係が記載され，添付資料には請求者を特定し得る情報が記載されている。

本件交付請求書の「使いみち」欄には，「京都家庭裁判所の指示」と記入され，上記(2)ウ

(イ)に該当することから、本件に係る戸籍謄抄本等交付請求は法に基づく正当な交付請求である。

本件交付請求書に係る請求者（以下「本件交付請求者」という。）は、当該請求内容等を他人に公開されることを予期していないこと及び法に基づく適正な請求であることから、本件非開示部分は、条例第16条第2号に規定する「当該個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当すると考えられ、当該請求者のプライバシーを保護するため非開示としたものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都家庭裁判所の調停の場で私の戸籍の附票（抄本）が出ていることを知り、平成24年2月6日に伏見区役所にて私の戸籍の附票が発行されたので交付請求書の開示を求めたが、伏見区役所から、交付申請書（請求者欄の黒塗り）と添付資料5枚（全面黒塗り）が渡された。こちらが犯罪に巻き込まれているのに犯罪者の方を保護している。よって全面開示を求める。

請求書だけの開示請求をしたが、区役所は請求以外の物（全面黒塗り添付資料5枚）を出して個人情報一部非開示決定にして、本件交付請求者のプライバシーを守った。

今回の私の戸籍の附票は連帯債務の支払い義務者にさせる目的をもって請求している。戸籍の附票を請求した者が正当な請求者で有るなら、当然正当である証明できる添付資料を全面開示すべきである。

(2) 黒塗りで隠したのは、住宅ローンの関係の書類だと思う。私は、住宅ローンを単独で組んでいるが、用紙が親子ローンのもになっており、連帯債務を負わされている。調停の場で、円満であることについてはんこを押すのだが、それを流用して私に莫大な住宅ローンが負わされるおそれがある。その中で、命が狙われるおそれもあり、私の生命、財産等を保護するために開示することが必要な情報である。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となった個人情報について

ア 本件公文書は、異議申立人が行った個人情報開示請求に対して、実施機関が対象公文書を特定し、一部開示することを決定した決定書であり、決定書、添付文書回議票、個人情報一部開示決定通知書案、個人情報開示請求書の写し並びに戸籍謄抄本等交付請求書及び

添付資料の写しで構成されている。

イ 本件交付請求書には、請求年月日、戸籍の附票の交付数、抄本の必要な人の本籍及び氏名、筆頭者氏名、使いみち、本件交付請求者の住所、氏名、生年月日、必要な人から見た関係等が記載され、添付資料には請求者を特定し得る情報が記載されていることが認められる。

(2) 条例第16条第2号該当性について

ア 本件非開示部分は、本件交付請求者に関する個人情報であると同時に、異議申立人の戸籍の附票を、誰が、どのような理由で交付請求したかという、異議申立人に関する個人情報でもある。

イ 当審査会は、一般に、誰が戸籍の附票の写しを取得したかが被取得者に知られると戸籍謄抄本等交付請求者の正当な権利利益が侵害されることもあり得ることから、当該情報は、「通常他人に知られたいと認められる」情報に該当すると判断する。しかし、条例第16条第2号によって第三者である当該交付請求者のプライバシーが保護されるためには、その請求が法の要件を満たす適法で正当なものでなければならない。そこで、自らの戸籍の附票が本件交付請求者に取得された異議申立人に対して、自己情報の開示請求をどこまで認めるのが妥当であるのかという点について、個別具体的に判断すべきであると考え

ウ そこで、当審査会は、本件について個別具体的に検討する。

(ア) 戸籍の附票の写しの交付を第三者（当該戸籍の附票に記載されている者及びその者の親族のうち一定の者以外の者）が請求する手続は、法第20条第3項に次のように規定されている。

市町村長は、前2項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

(1) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

(2) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

(3) 前2号に掲げる場合のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

また、法第20条第5項において準用する法第12条の3第4項の規定により、申出に当たっては、申出者の氏名及び住所、申出の対象とする者の氏名及び住所並びに利用の目的その他の事項を明らかにしなければならないとされている。

(イ) 当審査会は、本件交付請求書に記載された使いみち及びその使いみちを証する添付書類を具体的に検討した結果、当該戸籍の附票の請求は、法第20条第3項第2号の規定に基づき行われた正当なものであると判断する。

よって、本件非開示部分は、条例第16条第2号本文にいう「通常他人に知られたいく

ないと認められるもの」に該当するものであると判断する。

エ 次に、異議申立人は、添付書類の中に自身のローンに関係する書類があるはずであり、異議申立人の生命、財産等を保護するため、開示することが必要であると主張する。

当審査会が添付書類を検分したところ、添付書類は、家庭裁判所が請求者に交付した家庭裁判所の手続に係る書類その他の本件交付請求者を特定し得る書類であり、異議申立人が主張するような書類は含まれていない。よって、本件非開示部分について、本件交付請求者のプライバシーの保護に制限を加えるべき「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる」（条例第16条第2号ただし書）特段の事情は見当たらない。

オ 異議申立人は、これ以外にも様々な主張を行っているが、それらはいずれも、当審査会の結論を左右するものではない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成24年	6月29日	諮問（諮問個第11号）
	7月26日	実施機関からの理由説明書の提出
	8月6日	異議申立人からの意見書の提出
	10月10日	実施機関の職員の理由説明（平成24年度第6回会議）
	11月14日	異議申立人の意見陳述（平成24年度第7回会議）
	12月12日	審議（平成24年度第8回会議）
平成25年	1月9日	審議（平成24年度第9回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 市川 正人）